東金市建設工事等暴力団対策措置要綱

平成 1 1 年 1 2 月 1 日制 定 平成 2 7 年 4 月 1 日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び測量、調査、設計等その他の業務委託(以下「建設工事等」という。)の適正な履行の確保に資するため、建設工事等から暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名除外)

- 第2条 市長は、東金市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1に掲げる措置要件(以下「措置要件」という。)のいずれかに該当すると認めるときは、東金市建設工事等暴力団対策措置審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合について、当該有資格業者と同一期 間指名除外を行うものとする。
- 3 市長が指名除外を行ったときは、契約担当者(東金市財務規則(平成5年3月5日規 則第1号)第2条第5号に定める者をいう。以下同じ。)は、建設工事等の契約のための 指名を行うに際し、当該指名除外に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名除 外に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名除外を行ったときは、別記様式 1により当該有資格業者に、別記様式2により関係課長にそれぞれ通知するものとする。 ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者 に対する通知を省略することができる。 2 市長は、前条第4項の規定により指名除外の解除を行ったときは、別記様式3により 当該有資格業者に、別記様式4により関係課長にそれぞれ通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第4条 契約担当者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。
 - (1)第2条第1項の規定による指名除外の期間中の有資格業者
 - (2)有資格者以外の者で措置要件該当者であると認められた者
 - (3)前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第5条 契約担当者は、前条各号に掲げる者が市が発注する契約に係る建設工事等の全部 若しくは一部を下請(二次下請けも含む。)し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外の性格)

第6条 この要綱の定めにより措置される指名除外は、東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領の定めにより措置される指名停止と同一の効果をもつものとし、第2条及び前2条に定めるもののほか、指名除外の期間中において市が発注する一般競争入札に参加できないものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求の際の措置)

- 第7条 契約担当者は、市が発注する建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による建設工事等に係る妨害又は不当要求を受けた際は、契約担当者への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 契約担当者は、市が発注する建設工事等の受注業者の下請業者が、暴力団による建設 工事等に係る妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに 報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

- 第8条 契約担当者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ)が本項各号に該当するときは、契約を解除し、第2条の規定に基づく指名除外を行うことができる。
 - (1)受注者が、措置要件該当者であると認められるとき。
 - (2)受注者が、下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手

方が措置要件該当者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3)受注者が、措置要件該当者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相 手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該 契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその 他の機関へ積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

- 第10条 市に審査会を設置する。
- 2 前項の審査会は、東金警察署から提供された情報等をもとに、第2条に規定する指名 除外に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項につい て審査を行う。
- 3 審査に際しては、東金警察署との密接な連携を図るものとする。

(審査会の組織等)

- 第11条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、副市長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員は、総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、建設経済部長及び教育部長とする。
- 4 委員長は、審査会を代表し会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、総務部長の職にある者がその職務を代理する。
- 6 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

- 第12条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要の都度招集するものと する。
- 2 会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもってこれに充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第13条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部財政課において行う。

附則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

措置要件	期間
1 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員であるとき	当該認定をした日から 12 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自己、自社、若しくは第三者に不正 の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもっ て、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、 かつ改善されたと認められるまで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日か ら6か月を経過し、 かつ改善されたと認 められるまで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日か ら6か月を経過し、 かつ改善されたと認 められるまで
5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、 かつ改善されたと認められるまで

 東
 総
 財
 第
 号

 平成
 年
 月
 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

様

東金市長

指名除外通知書

このたび、貴が下記1の除外事由に該当していると認められるため、指名除外を行うこととしたので通知する。

下記2の期間で、改善が認められた場合には、指名除外を解除することとなるので、早急に対処されたい。

記

- 1 指名除外の事由 東金市建設工事等暴力団対策措置要綱第 2 条第 1 項 別表第 1 の () 「(該当する措置要件を記載する)」
- 2 指名除外の期間 平成 年 月 日から か月を経過し、改善が認められた ときまで
- 3 適 用 範 囲 2の期間、東金市の発注する指名競争入札、一般競争入札 に参加できないほか、東金市と随意契約を結ぶこと、及び 東金市と契約した業者と下請契約を結ぶことはできない。

 事
 務
 連
 絡

 平成
 年
 月
 日

各 課(局) 長 様

財 政 課 長

建設工事等入札参加資格業者の指名除外について

このことについて、東金市建設工事等暴力団対策措置要綱の定めるところにより、下記のとおり指名除外を行ったので通知します。

記

会 社 名	指名除外の期間	措置事由
住所		
商号又は名称		
代表者氏名		

 東
 総
 財
 第
 号

 平成
 年
 月
 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

東金市長

指名除外の解除通知書

様

平成 年 月 日付け東総財第 号をもって貴 に対して指名除外を行った旨を通知したところであるが、当該指名除外の事由となった行為に改善が認められたため、このたび、当該指名除外を解除したので通知する。

 事
 務
 連
 絡

 平成
 年
 月
 日

各 課(室・局) 長 様

財 政 課 長

建設工事等入札参加資格業者の指名除外の解除について

このことについて、東金市建設工事等暴力団対策措置要綱の定めるところにより、下記のとおり指名除外の解除を行ったので通知します。

記

- 1 住 所
- 2 商号又は名称
- 3 代表者氏名